

庁舎整備場所について 委員意見一覧 (五十音順)

(前回資料5「庁舎整備の場所」・資料6「候補地の評価・比較【添付資料】」)

承認する 10名

修正が必要 0名

答えられない 2名

委員	選択した理由やご意見	事務局の考え方
A 委員	<p>現時点では判断しづらく答えられない。</p> <p>[候補地1 現在地]</p> <p>○⑤まちづくりの可能性について、本基本計画に新庁舎に係る地域整備の構想・計画に関する提言がないため、配点はその提言や具体性によって大きく差異を生じる。</p> <p>[候補地2 金剛中央公園]</p> <p>○都市公園法では、公園内に建築できる建築物の用途、建蔽率が限定されているため、市庁舎の建築はできないのでは？公園区域から除外(都計法、公園法の変更手続き等)する計画であれば別ですが。</p> <p>[候補地4 すばるホール]</p> <p>○すばるホールの大規模改修工事等の将来予定があれば、現庁舎とすばるホールの土地交換を行い、夫々建築を建て替える。</p> <p>○現庁舎位置でのすばるホール建て替えは、地域整備の中核施設として計画され、寺内町と二眼レフで“劇場都市 富田林”の拠点施設となる。</p> <p>○現すばるホールの場所は、新庁舎として総合的に見て、立地性、利便性は悪くはないと思います。</p>	<p>・まちづくりの評価については、あくまでもすべての候補地における現在の周辺環境の特徴と将来性を評価しています。</p> <p>・その通り、できません。あくまでも公園区域から除外することを前提として検討しています。</p> <p>・すばるホールの大規模改修の予定は現時点でございません。</p>
B 委員	<p>整備場所について承認する</p> <p>○時間的制約があるので仕方がないが、人口減少を止める副都心構想の様なものを近隣市町村や公共交通機関等とタイアップして数箇年計画で検討できれば夢があったと思う。</p>	<p>・ご意見として承ります。</p>
C 委員	<p>整備場所について承認する</p> <p>○資料5、6に基づき承認。</p>	<p>—</p>
D 委員	<p>整備場所について承認する</p>	<p>—</p>

	<p>○資料5及び資料6の内容の結果より判断できる。 歴史性かつ利便性の視点、また他の公共施設との連携など、富田林の中心部であり、駅周辺を含め活発な市民活動の拠点となり得る場所である。</p>	
<p>E 委員</p>	<p>整備場所について承認する</p> <p>○P5以降の表中、③敷地の制約のところ用途地域の階数制限があるとの記載があります。建ぺい率と容積率から類推した階数でしょうか（それでいえば近隣商業地域(300/80)も4階建ての制限と評価されるのではないかと思います）。ある程度のわかりやすさは必要かと思いますが、誤解を与えない表現をご検討いただければと思います（私見では容積率の記述があれば十分ではないかと思います）。</p> <p>○素朴な疑問ですが、第一種中高層、第二種中高層は市役所の用途は制限されているのでしょうか。「建物用途が適合しない場合」というのがどういうケースを想定されているのか、ご教示いただければと存じます。</p> <p>○資料4で導いた1.5万平米程度の規模の建築物は、1万平米程度の敷地面積、容積率200%であれば十分建築可能といえないでしょうか。少なくとも「C」という評価は低すぎると思いましたが、どうでしょうか。</p> <p>○全体を通じて、候補地1に結論を導くために、他の候補が実状以上に低い効果になってしまっははいないかとの印象があります。端的に「公共交通のアクセス」「事業の効率性」から候補地1が妥当ということによいのではないかと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種中高層住居専用地域に建築することが出来る建築物として、建築基準法別表第2(は)項第7号に公益上必要な建築物で政令の定めるものとあり、政令130条の5の4第1号に「税務署、警察署、保健所その他これらに類するもの（法別表第2(い)項第9号に掲げるもの及び5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。」と規定されております。 以上のことから、用途地域における建物用途の規定として、5階以上の部分を除くという制限があることから、4階建以下という表現をしております。 ・第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域においては、政令130条の5の4第1号で税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの（法別表第2(い)項第9号に掲げるもの及び5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。）と規定されております。 市役所としての庁舎機能以外の用途も含め、複合用途として建築物を計画する場合、建物用途として事務所等と判断される場合があります。その場合、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類する

		<p>ものとしてみなすことができなくなり、建物用途が適合しなくなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料 5 の③敷地の制約についてのご意見かと思いますが、③は敷地面積や容積率だけで評価する項目ではなく、敷地状況や用途地域・手続きを含めた評価となっております。 あくまでも各候補地の評価は、5つの評価の視点を基にした絶対評価であり、総合的に検討をしています。
F 委員	<p>整備場所について承認する</p> <p>○現在の庁舎のある場所の利便性は極めて高く、それ以外の場所は考えにくいこと等から、整備場所について承認します。ただし、現在の場所に新たな庁舎を整備する間、市役所としての機能が失われることがないように適切な措置を講じていただければ幸いです。</p>	—
G 委員	<p>現時点では判断しづらく答えられない。</p> <p>○庁舎建て替えを機に寺内町の問題、すばるホールの問題（駅から少し離れている、音楽ホールとしては評価↓など）など、解決する、出来る可能性があるとするなら候補地4 すばるホールと考えます。</p> <p>○ホール機能を別の場所で確保する必要があるとするなら、レインボーホールを活用すれば C 評価クリア。</p> <p>代替用地は、今の庁舎で C 評価クリア 尚、そこにて寺内町の活性化となるような市民活動、文化発信などの拠点を作る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設再配置計画では、全候補地の機能を維持するとしており、集約等の計画はございません。
H 委員	<p>整備場所について承認する</p> <p>○利便性（行政間の事務処理や連携のしやすさ）（公共交通機関までの距離が近い）</p>	—
I 委員	<p>整備場所について承認する</p> <p>○これまでの富田林の町の成り立ちや人の流れを考慮すると、現在地が中心地であり、今後のまちづくりの可能性などの視点からも候補地 1 が適していると思います。</p>	—
J 委員	<p>整備場所について承認する</p>	—

	○この案で結構です。	
K 委員	整備場所について承認する	・ご意見として承ります。
	○交通の便がいいので。しかし、交通の便が悪いところに住んでいる市民への手立てが必要と考えます。バス会社3社や巡回バスの活用が大切と考えます。	
L 委員	整備場所について承認する	—
	○評価項目の①～⑤において、市民の安心・安全を一番に考えると ○①防災性（特に災害時の対応性）②利便性（だれもがアクセスしやすい）という項目が上位となる。 総合点からも明らかなように、現在地が最適というのは揺るぎない。	